

二 連 絡

令和8年1月29日

〒556-0011

大阪市浪速区難波中2丁目1番地7号6F

株式会社即決営業

代表取締役 森 裕也 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

TEL:011-221-5884／FAX:011-221-5887

冠省

貴社からの令和7年12月18日付回答書を拝読いたしました。

当法人の申入れは、貴社の使用する契約書面が消費者契約法及び特商法に照らし問題があることを指摘するものです。現在貴社が使用している契約書式について、当法人への開示を拒まれている以上は、当法人が申し入れた点につき、貴社が修正したとの事実が確認できませんので、遺憾ながら当法人は消費者契約法12条3項及び特商法58条の20・第2項に基づく差止請求権行使することといたします。具体的消費者被害の発生は、差止請求権行使の要件ではありませんので、この点について当法人が貴社にお伝えすることはいたしません。

また、貴社がクーリング・オフ妨害を行ってきたことは貴社自身がよくご存じのはずです。貴社がクーリング・オフ妨害をやめ、過去に妨害を行った者に対してク

ーリング・オフを受け入れて返金したとの報にも接しておりません。

よって、当法人は、特商法58条の20第1項に基づく差止請求権も行使することといたします。なお、当法人にも被害報告が寄せられておりますが、個人情報保護のため、現時点では貴社に対し具体的な内容を明らかにすることはいたしません。

本状は消費者契約法41条に定める書面ではありません。こちらについては後日お送りいたします。

草々